

平成十五年九月五日受領
答弁第一五三号

内閣衆質一五六第一五三号

平成十五年九月五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 綿貫民輔殿

衆議院議員保坂展人君提出国による年金財政の再計算にあたり、議論を深める上で欠かせない情報の開示とデータに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出国による年金財政の再計算にあたり、議論を深める上で欠かせない情報の開示とデータに関する質問に対する答弁書

一の(1)について

お尋ねの「納付書の送付を別扱いとする」とは、通常は被保険者に対して直接国民年金保険料納付書を直接郵送せずに、各地方社会保険事務局に一括して送付した上で、戸別訪問により制度の趣旨を説明しながら手渡す等特別な対応を行うこととしていることを指している。

この取扱いについては、国民年金保険料の収納事務が市町村から国へと移管された平成十四年度から実施しているものであり、平成十三年度に開催した地方社会保険事務局及び社会保険事務局の実務担当者説明会で、資料を用いて「地域の実情に応じ、発送にあたって特別な対応が必要な者・・・については、社会保険事務所において徴収事蹟処理票で入力を行うことにより納付書を別作成し、各社会保険事務局・・・へ送付することとする。」と説明しており、さらに、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律等の一部の施行に伴う国民年金事務の取扱いについて(通知)」(平成十四年一月二十八日

付け庁保険発第二号社会保険庁運営部年金保険課長通知)においても、「納付書の発送に当たって地域の実情を勘案し、特別な対応が必要な者・・・については、納付書を別作成し、地方社会保険事務局の指定した場所へ送付することとしたものであること。」と各地方社会保険事務局長あて通知しているところである。

一の(2)について

社会保険庁社会保険業務センターの三鷹庁舎(昭和六十三年十月一日前は同庁の三鷹庁舎)及び高井戸庁舎(同日前は同庁の高井戸庁舎)に設置された厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収、厚生年金保険及び国民年金の給付等に使用されるコンピュータシステム(以下「社会保険オンラインシステム」という。)は、厚生年金保険、国民年金等の適用及び保険料の徴収等に使用される記録管理システム及び基礎年金番号管理システム(以下「記録管理システム等」という。)並びに厚生年金保険及び国民年金の給付等に使用される年金給付システム(以下「年金給付システム」という。)により構成されているところ、各コンピュータが記録管理システム等又は年金給付システムのどちらに使用されているかは、別表第一のとおりであり、記録管理システム等及び年金給付システムに係る契約の契約相手先企業、契約形

態、ハードウェア又はソフトウェアの区分及び契約金額は、別表第二のとおりである。

また、記録管理システム等に係る契約は、契約先企業の電気通信設備である三鷹庁舎に所在するハードウェア、ソフトウェア等の設備、回線及び端末設備の利用を内容とするものである。年金給付システムに係る契約のうち、賃貸借契約はハードウェア及び汎用はんのソフトウェアを賃借することを、ハードウェアに係る請負契約は機器の導入、設定及び撤去に係る役務の提供を受けることを、ソフトウェアに係る請負契約はソフトウェアの開発に係る役務の提供を受けることを、それぞれ内容とするものである。

一の(3)について

記録管理システム等に係る利用契約については、毎月、株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対して、関連のソフトウェアの開発に係る対価を含む利用料を支払っているところであり、支払期日を徒過した当該利用料は存在しない。なお、同利用契約を解除する場合には、同社が別に定める方法により計算した額を支払う必要がある。

また、年金給付システムに係る賃貸借契約及び請負契約についても、支払期日を徒過した賃借料等は存在しない。

一の(4)について

先の答弁書(平成十五年七月二十五日内閣衆質一五六第一〇九号。以下「前回答弁書」という。)の別表第二に記載した三鷹庁舎及び高井戸庁舎での業務内容の詳細は、別表第三のとおりである。

一の(5)について

昭和五十五年から、社会保険事務所において社会保険オンラインシステムを活用した年金相談業務及び被保険者資格記録の照会業務を開始したところであり、これらの業務は年金受給者及び被保険者に対するサービスの向上を図るためのものであることから、厚生保険特別会計等の福祉施設事業費等として保険料財源を充てることとしたことにより、昭和五十五年度から、社会保険オンラインシステムに係る支出の中で、保険料財源によるものが一般財源によるものを上回ることとなったものである。

社会保険オンラインシステムの経費の財源としては、原則として、保険料徴収業務、各種統計業務等の業務に係る経費については、厚生保険特別会計等の業務取扱費として一般財源を充てているが、社会保険オンラインシステムの活用による個別具体的な年金相談への対応、給付裁定事務の処理時間の短縮等に係る経費については、年金受給者及び被保険者に対するサービスの向上に資するものであることから、厚生

保険特別会計等の福祉施設事業費等として保険料財源を充てているところである。

一の(6)について

前回答弁書の別表第八(その3)に記載した「被保険者数」のうち、第一号被保険者数、第三号被保険者数及び免除者数は、別表第四のとおりである。

一の(7)について

任意加入被保険者の適用に係る事務については、法定受託事務(平成十二年三月末までは機関委任事務)として市町村において行うこととされているところ、「国民年金の被保険者の適用及び保険料に関する事務の取扱いについて」(昭和六十一年四月一日付け庁保険発第十七号社会保険庁年金保険部国民年金課長及び業務第一課長通知)により、各都道府県民生主管部(局)国民年金主管課(部)長に対して、「任意加入被保険者の被保険者期間満了による資格喪失は、従前の六十歳から六十五歳に改められたところであるが、六十歳を超える被保険者期間について引き続き国民年金保険料の納付の案内を行うときは、加入可能年数を超える者の加入を防ぐため、注意を呼びかける文面を印刷する等の必要な措置を講ずるよう市町村を指導すること。」と通知しているところである。

二について

基礎年金制度は、老後生活の基礎的な部分に対応した全国民共通の給付を二十歳以上六十歳未満の現役世代全体で公平に支える仕組みであり、国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）第七条第一項により、二十歳から六十歳に達するまでの四十年間は国民年金の被保険者とされ、また、同法第八十八条第一項により、被保険者には保険料の納付義務が課されている。このように、二十歳から六十歳に達するまでの間保険料を納付し続けることは、同法により求められているものである。

なお、基礎年金の年金額の計算に当たっては、同法が施行された昭和三十六年四月一日当時、既に二十歳を超えていた昭和十六年四月一日以前に生まれた者については、六十歳に達するまでの間に四十年間分の保険料を納付することはできないことから、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第十三条により、同法附則別表第四に定められた月数（その者が生まれた年度に応じた、三百月から四百六十八月までの月数）につき保険料を納付すれば、四十年間保険料を納付した場合と同じ満額の年金額を受給できるとする経過措置が設けられているが、これは、年金額の計算に関する経過措置であり、二十歳から六十歳に達するまでの間の保険料納付義務に変更を加えたものではない。

保険料納付済期間が満額の年金額を受給できる月数に達した時点から六十歳に達するまでの間に保険料を納付した被保険者の数及び当該保険料の総額は把握しておらず、また、既存の統計資料を基にこれらについての的確な推計を行うことも困難である。

三について

お尋ねのいわゆる五年年金及びいわゆる十年年金に係る被保険者数及び受給者数は、別表第五及び別表第六のとおりである。

なお、これらの年金に係る保険料収入、運用収入、年金給付額、福祉施設事業費支出額、その他支出額及び収支差引残については、国民年金特別会計国民年金勘定において他の年金と共に一体的に経理しているため、お答えすることはできない。

四について

厚生労働省（旧厚生省を含む。）年金局又は社会保険庁の在職期間中に国際機関に派遣された職員の年度別及び派遣先別の人数並びに派遣目的、派遣費用及び派遣のための財源は、別表第七のとおりである。

五について

厚生労働省においては、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）等に定める服務規律を職員に周知し、これを遵守させるため、各種の研修、教本の配布等を行い、国民に信頼される公正な職務遂行を心掛けるよう指導しているところである。

また、同法に基づき、倫理監督官を置くとともに、各部局等に倫理監督官の職務の一部を行わせる倫理管理官を配置し、職員が特定の者と国民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき必要な指導及び助言を行うほか、国家公務員法、国家公務員倫理法等に違反する行為があつた職員については、国家公務員法に基づく懲戒処分を厳正に行っているところである。

今後とも、機会があるごとに、職員の綱紀の保持の徹底を図ってまいりたい。

なお、本年三月二十八日付けの東京社会保険事務局職員に対する処分を踏まえ、社会保険庁総務部総務課及び職員課から各地方社会保険事務局あて「国家公務員倫理法の遵守等について」（平成十五年七月二十四日付け事務連絡）を発出し、改めて各職員に国家公務員倫理法等の趣旨の周知徹底を図るよう指導したところである。

六の（一）について

年金額の改定に係る賃金再評価制度及び物価スライド制度を導入した昭和四十八年以降に行った公的年金の財政再計算の前提とした賃金上昇率、物価上昇率、運用利回り及び年金改定率は、別表第八のとおりである。

六の(2)について

厚生年金基金（以下「基金」という。）の設立事業所は、厚生年金の保険料の一部を国に納付することが免除され、その免除された部分は、基金に積み立てられることとなっている。基金は、基金に加入していない者に対しては国が給付することとなる厚生年金の給付の一部を代行することとなる一方、基金が解散した場合、最終的には、代行部分の給付義務は国に移り、その原資となる最低責任準備金も国へと移換されることとなっている。

このように、基金は単に厚生年金に上乗せして年金を給付するものではなく、また、基金の代行部分に係る財政は厚生年金と一体のものとして考えるべきものであることから、基金の給付の代行部分に係る積立金である最低責任準備金及び代行部分の給付を無視した厚生年金の財政見通しを作成することは適当ではなく、これらを含めた厚生年金全体の財政見通しを作成しているものである。

六の(3)について

平成十一年財政再計算においては国民総生産の将来見通しを作成していないため、平成八十二年度までの各年度における厚生年金及び国民年金に係る年金給付額と保険料収入の差額の国民総生産に対する比率をお示しすることはできない。

六の(4)について

国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の将来推計人口（平成十四年一月推計）」によれば、平成八十二年までの各年の六十五歳以上の人口の二十歳から五十九歳までの人口に対する比率は、別表第九のとおりである。

別表第一

1 三鷹庁舎設置分

コンピュータ	用 途
DIPS-11M45	記録管理システム等
DIPS-11M25	
DIPS-11M45E	
M-640/20	年金給付システム
M-660K	
DIPS-11M45EX	記録管理システム等
DIPS-11M45EXD	
M-880/180	年金給付システム
MP5800/220	記録管理システム等
PX7800/324SV	
GS8800 (3CPU)	
MP5800/225E	
MP5600/80SX	年金給付システム
GS8800 (4CPU)	記録管理システム等
MP5800/325E	

2 高井戸庁舎設置分

コンピュータ	用 途
H-8400	年金給付システム
H-8500	
H-8450	
M-170	
M-180	
M-280H	
M-680D	
M-680/180E	
M-880/180	
M-880/220	
MP5800/220	
MP5800/420	
MP6000/180	
MP6000/310	

別表第二

(単位：円)

		記録管理システム等	年金給付システム			
		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	日本電子計算機株式会社	株式会社日立製作所		
契約相手先企業		利用契約	賃貸借契約	賃貸借契約	請負契約	請負契約
ハードウェア又はソフトウェアの区分		ハードウェア及びソフトウェア	ハードウェア及びソフトウェア	ハードウェア及びソフトウェア	ハードウェア	ソフトウェア
契約金額	平成10年度	55,282,006,747	13,308,646,470	4,444,658,620	217,774,910	15,557,878,410
	平成11年度	56,949,721,112	15,278,562,159	4,539,632,317	158,751,524	10,002,231,347
	平成12年度	60,055,337,579	15,600,835,551	4,891,572,292	188,870,260	10,661,415,954
	平成13年度	69,187,274,875	15,863,733,879	4,554,679,721	178,150,400	12,375,213,227
	平成14年度	75,643,634,000	16,764,047,579	3,527,586,621	282,826,800	8,173,303,926

(注) 平成9年度以前については、記録を保存していないため、平成10年度以降について整理している。

別表第三

1 三鷹庁舎

処理項目	業 務 内 容
照会	健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者の資格記録照会、氏名索引照会、基礎年金番号情報照会、適用事業所の記録照会等に対応するための即時処理である。
適用	健康保険、厚生年金保険、国民年金等の被保険者の資格取得処理、資格喪失処理及び氏名変更処理、健康保険及び厚生年金保険の算定基礎届関係処理等の資格関係の業務を行うための即時処理及び一括処理である。
保険料	健康保険、厚生年金保険、国民年金等の保険料の納付書作成処理、保険料の口座振替処理、国民年金の保険料免除申請処理等の保険料関係の業務を行うための即時処理及び一括処理である。
短期給付	健康保険の被保険者等の出産育児一時金請求処理、出産手当金請求処理、埋葬料請求処理、高額療養費請求処理等の短期給付の業務を行うための即時処理である。
年金給付	厚生年金保険、国民年金等の年金の裁定請求処理等の業務を行うための即時処理である。
その他	介護保険特別徴収処理、基礎年金番号払出登録処理等の業務を行うための即時処理及び一括処理である。

2 高井戸庁舎

処理項目	業 務 内 容
照会	厚生年金保険、国民年金等の年金の給付記録照会、支払記録照会、改定記録照会、年別内訳照会等に対応するための即時処理である。
年金裁定	厚生年金保険、国民年金等の年金の裁定請求処理、裁定取消処理、再裁定処理等の年金の裁定に係る業務を行うための即時処理である。
諸変更・額試算	厚生年金保険、国民年金等の年金の支給停止処理、支給停止解除処理等の諸変更及び年金額の試算に係る業務を行うための即時処理である。
再交付	厚生年金保険、国民年金等の年金の改定通知書、支払通知書等の再交付に係る業務を行うための即時処理である。
年金給付	厚生年金保険、国民年金等の年金の改定通知書、支払通知書等の発行、振込みテープの作成等に係る業務を行うための一括処理である。
その他	源泉徴収票の作成等を行うための即時処理及び一括処理である。

- (注) 1. 即時処理とは、社会保険事務所等の端末から送信された要求について、即時に処理を行い、結果を返す処理をいう。
 2. 一括処理とは、大量のデータを集中的に処理することをいう。

別表第四

(単位：人)

	第一号被保険者数	第三号被保険者数	免除者数
昭和36年度	—	—	1,678,514
昭和37年度	—	—	1,933,881
昭和38年度	—	—	2,082,360
昭和39年度	—	—	2,109,110
昭和40年度	—	—	2,045,344
昭和41年度	—	—	1,957,408
昭和42年度	—	—	1,924,709
昭和43年度	—	—	1,870,779
昭和44年度	—	—	1,871,726
昭和45年度	—	—	1,772,406
昭和46年度	—	—	1,716,502
昭和47年度	—	—	1,680,704
昭和48年度	—	—	1,594,209
昭和49年度	—	—	1,569,799
昭和50年度	—	—	1,612,401
昭和51年度	—	—	1,690,232
昭和52年度	—	—	1,826,287
昭和53年度	—	—	1,960,365
昭和54年度	—	—	2,098,194
昭和55年度	—	—	2,329,511
昭和56年度	—	—	2,537,005
昭和57年度	—	—	2,842,927
昭和58年度	—	—	3,092,829
昭和59年度	—	—	3,189,634
昭和60年度	—	—	2,612,271
昭和61年度	18,954,658	10,928,676	2,258,749
昭和62年度	18,954,510	11,298,512	2,246,166
昭和63年度	18,396,653	11,615,176	2,235,841
平成元年度	17,799,439	11,788,023	2,226,670
平成2年度	17,191,454	11,956,348	2,162,466
平成3年度	18,172,831	12,049,899	2,550,243
平成4年度	18,148,830	12,112,336	2,665,611
平成5年度	18,263,285	12,163,366	2,865,937
平成6年度	18,413,351	12,194,611	3,089,581
平成7年度	18,746,838	12,200,575	3,304,233
平成8年度	18,999,601	12,015,182	3,339,983
平成9年度	19,247,171	11,948,713	3,585,420
平成10年度	20,111,668	11,818,113	3,998,337
平成11年度	20,877,588	11,686,255	4,427,663
平成12年度	21,246,771	11,530,686	3,697,626
平成13年度	21,774,826	11,333,658	3,759,364
平成14年度	22,064,406	11,235,853	2,808,646

- (注) 1. 各年度末現在の値である。
2. 第一号被保険者及び第三号被保険者の制度は昭和61年度に施行されたものである。
3. 免除者とは、法定免除者（国民年金法第89条により保険料を納付することを要しない被保険者）及び申請免除者（同法第90条により保険料を納付することを要しない被保険者及び同法第90条の2により保険料の半額を納付することを要しない被保険者）をいう。

別表第五

(単位：人)

	被 保 険 者 数	
	いわゆる五年年金	いわゆる十年年金
昭和36年度	—	1,194,503
昭和37年度	—	1,154,121
昭和38年度	—	1,115,750
昭和39年度	—	1,085,375
昭和40年度	—	1,064,011
昭和41年度	—	1,045,234
昭和42年度	—	1,027,108
昭和43年度	—	1,011,197
昭和44年度	536,438	996,187
昭和45年度	725,982	998,419
昭和46年度	712,020	631
昭和47年度	699,467	0
昭和48年度	1,081,285	—
昭和49年度	637,859	—
昭和50年度	4,807	—
昭和51年度	1,579	—
昭和52年度	1,010	—
昭和53年度	545	—
昭和54年度	240	—
昭和55年度	86	—

(注) 社会保険庁の事業年報等に基づく各年度末現在の値である。

別表第六

(単位：人)

	受給者数	
	いわゆる五年年金	いわゆる十年年金
昭和48年度	—	604,404
昭和49年度	212,394	768,693
昭和50年度	1,066,638	899,752
昭和51年度	1,126,939	933,529
昭和52年度	1,104,920	915,587
昭和53年度	1,082,373	896,899
昭和54年度	1,057,844	877,095
昭和55年度	1,030,564	854,814
昭和56年度	993,160	819,708
昭和57年度	962,890	795,367
昭和58年度	930,635	769,678
昭和59年度	897,410	742,632
昭和60年度	861,551	713,954
昭和61年度	825,219	685,358
昭和62年度	785,970	653,633
昭和63年度	744,346	620,149
平成元年度	700,421	584,228
平成2年度	656,599	548,799
平成3年度	611,570	511,993
平成4年度	564,934	473,768
平成5年度	519,106	435,925
平成6年度	472,383	397,276
平成7年度	426,737	359,381
平成8年度	382,535	322,683
平成9年度	340,612	287,605
平成10年度	298,741	252,608
平成11年度	259,391	219,401
平成12年度	225,456	190,818
平成13年度	193,439	163,815
平成14年度	163,947	139,160

(注) 1. 社会保険庁の事業年報等に基づく各年度末現在の値である。
 2. 昭和55年度以前は、受給権者数である。

別表第七

年度	派遣先	人数	派遣目的	派遣費用 円	財源
昭和45年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
昭和46年度	—	0名	—	—	—
昭和47年度	—	0名	—	—	—
昭和48年度	—	0名	—	—	—
昭和49年度	—	0名	—	—	—
昭和50年度	—	0名	—	—	—
昭和51年度	—	0名	—	—	—
昭和52年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和53年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和54年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和55年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和56年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和57年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
	経済協力開発機構	1名	職員研修	—	—
昭和58年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	—	—
昭和59年度	国際労働機関	2名	社会保障分野における技術協力	0	—
昭和60年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
昭和61年度	国際労働機関	2名	社会保障分野における技術協力	0	—
	世界保健機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
昭和62年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
	世界保健機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
昭和63年度	国際労働機関	2名	社会保障分野における技術協力	0	—
	世界保健機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成元年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成2年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成3年度	—	0名	—	0	—
平成4年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成5年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成6年度	国際労働機関	2名	社会保障分野における技術協力	0	—
平成7年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
	国際社会保障協会	1名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	3,984,780	一般財源
平成8年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
	国際社会保障協会	1名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	3,937,200	一般財源
平成9年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,879,800	一般財源

平成10年度	国際労働機関	1名	社会保障分野における技術協力	0	—
	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,830,760	保険料財源
平成11年度	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,776,880	保険料財源
平成12年度	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,930,820	保険料財源
平成13年度	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,612,560	保険料財源
平成14年度	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	7,660,080	保険料財源
平成15年度	国際社会保障協会	2名	諸外国の社会保険制度の実情に関する情報収集、国際機関勤務を通じた専門知識の取得	8,301,480	保険料財源

- (注) 1. 厚生労働省(旧厚生省を含む。)年金局又は社会保険庁の在職期間中に国際機関に派遣された職員に関し、把握することができた昭和45年度以後(派遣費用については昭和59年度以後)の実績について整理している。
2. 人数については、派遣されている職員の人事異動が年度途中にあった場合には、前任者と後任者をそれぞれ1名として計上している。
3. 派遣費用については、派遣の有無にかかわらず支払われる給与を除き、派遣のために支払われた渡航費、支度料及び現地滞在費のうち国が負担したものを計上している。
4. 財源については、派遣費用として国が負担したものの一般財源又は保険料財源の別を整理している。
5. 平成15年度に係る派遣費用については、概算払額を計上している。
6. 財政構造改革の推進に関する特別措置法(平成9年法律第109号)第11条の規定に基づき、平成10年度から平成15年度までの間、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)及び国民年金法に基づく年金事業の事務に要する費用の一部に国及び地方公共団体の負担以外の財源を充てることとされている。
7. 国際社会保障協会とは、昭和2年に国際労働機関の総会決議に基づき発足した国際社会保障会議が昭和22年に規約の改正を行い、独立したものである。

別表第八

(単位：%)

		賃金上昇率	物価上昇率	運用利回り	年金改定率	備考
昭和48年 財政再計算		13	5.0	6.2	13	昭和48年～52年
		10			10	昭和53年～57年
		8			8	昭和58年～62年
		7			7	昭和63年～
昭和51年 財政再計算	①	10	—	6.5	10	昭和51年～55年
		8	—	6.2	8	昭和56年～60年
		6	—	6.0	6	昭和61年～
	2	8	—	6.2	8	昭和51年～
昭和55年 財政再計算	①	8	6	6	8	
	2	8	6	7	8	
	3	8	6	8	8	
	4	7	5	6	7	
	5	7	5	7	7	
	6	7	5	8	7	
	7	6	5	6	6	
昭和59年 財政再計算	1	4	2	6.5	4	
	2	4	2	7	4	
	3	4	2	7.5	4	
	4	5	3	6.5	5	
	⑤	5	3	7	5	
	6	5	3	7.5	5	
	7	6	4	6.5	6	
	8	6	4	7	6	
	9	6	4	7.5	6	
平成元年 財政再計算		4.1	2.0	5.5	4.1	報酬比例部分
					3.9	基礎年金部分
平成6年 財政再計算		4.0	2.0	5.5	3.7	平成7年～36年
					4.0	平成37年～
平成11年 財政再計算		2.5	1.5	4.0	2.3	平成12年～36年
					2.5	平成37年～

- (注) 1. 平成6年以前の賃金上昇率は、標準報酬上昇率である。
2. 複数の計算を行っているものについては、番号に丸を付したものが標準的な設定である。

別表第九

年次	比率 (%)
平成 15年 (2003年)	34.6
平成 16年 (2004年)	35.5
平成 17年 (2005年)	36.5
平成 18年 (2006年)	37.7
平成 19年 (2007年)	39.3
平成 20年 (2008年)	40.9
平成 21年 (2009年)	42.6
平成 22年 (2010年)	43.7
平成 23年 (2011年)	44.6
平成 24年 (2012年)	46.5
平成 25年 (2013年)	48.5
平成 26年 (2014年)	50.4
平成 27年 (2015年)	52.0
平成 28年 (2016年)	53.3
平成 29年 (2017年)	54.2
平成 30年 (2018年)	55.0
平成 31年 (2019年)	55.7
平成 32年 (2020年)	56.3
平成 33年 (2021年)	56.7
平成 34年 (2022年)	57.1
平成 35年 (2023年)	57.5
平成 36年 (2024年)	58.0
平成 37年 (2025年)	58.5
平成 38年 (2026年)	58.7
平成 39年 (2027年)	59.3
平成 40年 (2028年)	59.9
平成 41年 (2029年)	60.7
平成 42年 (2030年)	61.7
平成 43年 (2031年)	62.2
平成 44年 (2032年)	63.4
平成 45年 (2033年)	64.8
平成 46年 (2034年)	66.2
平成 47年 (2035年)	67.5
平成 48年 (2036年)	69.0
平成 49年 (2037年)	70.4
平成 50年 (2038年)	72.0
平成 51年 (2039年)	73.5
平成 52年 (2040年)	74.8
平成 53年 (2041年)	75.9
平成 54年 (2042年)	76.9
平成 55年 (2043年)	77.9
平成 56年 (2044年)	78.8
平成 57年 (2045年)	79.7
平成 58年 (2046年)	80.3
平成 59年 (2047年)	81.0
平成 60年 (2048年)	81.6
平成 61年 (2049年)	82.1
平成 62年 (2050年)	82.6

年次	比率 (%)
平成 63年 (2051年)	82.8
平成 64年 (2052年)	83.1
平成 65年 (2053年)	83.2
平成 66年 (2054年)	83.3
平成 67年 (2055年)	83.3
平成 68年 (2056年)	83.3
平成 69年 (2057年)	83.2
平成 70年 (2058年)	83.2
平成 71年 (2059年)	83.1
平成 72年 (2060年)	83.0
平成 73年 (2061年)	82.9
平成 74年 (2062年)	82.8
平成 75年 (2063年)	82.8
平成 76年 (2064年)	82.6
平成 77年 (2065年)	82.5
平成 78年 (2066年)	82.4
平成 79年 (2067年)	82.3
平成 80年 (2068年)	82.1
平成 81年 (2069年)	82.0
平成 82年 (2070年)	81.9

- (注) 1. 国立社会保障・人口問題研究所が取りまとめた「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」の中位推計に基づき作成したものである。なお、平成63年以降は参考推計である。
2. 比率は、各年10月1日現在の20歳から59歳までの人口に対する65歳以上の人口の割合である。